

被 処 分 者	認 定 証 番 号	山口県公安委員会 第46号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	とようら交通株式会社
	主たる営業所が所在する市区町村	下関市
処 分 年 月 日		令和5年9月29日
処 分 内 容		令和5年10月1日から 営業停止(停止期間)の17日間) 令和5年10月17日まで
処 分 理 由		累積点数
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項 同法施行令第5条第1項第2号
処分を行った公安委員会		山口県公安委員会